

別紙3「デジタル変革推進事業支援業務 優先交渉権者評価基準」

I 評価項目及び配点

評価項目		評価基準	配点	
1	全体評価	①実施体制	業務を確実に遂行するために必要な能力を有する人員配置や役割分担が明確になっており、適切な体制となっているか。	10
		②目的理解	本事業の目的・趣旨や委託内容を理解し、仕様書に即した内容となっているか。また、本村の実情を踏まえた内容となっているか。	10
2	事業者評価	③経験・実績	CDO 補佐官等及び補助担当者が、業務を確実に遂行するために必要な専門的知識・技術力を有するとともに、本業務と類似業務の経験と実績を有しているか。	30
3	提案評価	④実現性	提案内容は、本村におけるデジタル変革を着実に遂行できるもので具体的かつ現実性のある取組みであるか（実効性のある提案内容、業務工程におけるスケジュール・マイルストーンに無理がないかなど）。	10
		⑤効果的な支援	仕様書の業務実施にあたり本村との適切な役割分担のもと、本村の負担軽減に資する効果的な支援についての工夫が示されているか。	30
5	見積評価	⑥見積額	提案内容と照らし、費用が適正な価格となっているか。 配点（10点）×（提案価格のうち最低価格／提案者の提案価格） ※小数点以下切り捨て ※委託上限額を上回る場合は失格とする。	10
合 計			100	

2 評価基準

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションによる審査では、それぞれで定める評価項目に対して以下に示す5段階の評価区分に基づいて評価し、評価点を算出する。

評価区分	評価基準	評価点
特に優れている	創意工夫があり、他社と比較して特に効果的な内容である。	配点×1.0
優れている	創意工夫もあり、効果的な内容である。	配点×0.7
普通	平均的な内容である。	配点×0.5
劣っている	項目は記述されているが、内容が乏しい。 または、一部内容が欠けている。	配点×0.3
評価対象外	項目が記述されていない。	配点×0

3 優先交渉権者の決定

- (1) 各評価結果の合計点を算出し、最も高い者を優先交渉権者として選定する。次点の評価を得た提案者を次点候補者として選定し、優先交渉権者の選定後に不測の事態等が生じた場合、優先交渉権者に繰り上げる。
- (2) 総合点数が同じ点数の場合は、見積価格が低い者から順次上位の順位を付ける。
- (3) 参加申込者が1者の場合であっても審査会を開催し、評価基準を満たしていれば、優先交渉権者として決定する。